

国立研究開発法人国立成育医療研究センター
臨床倫理指針

1. 患者の権利ならびに尊厳を尊重し、公正かつ公平な医療を提供します。特に子どもである患者については、医療専門家として子どもの権利擁護の視座をもって、個々の患者の成長発達に合わせて適切な医療を提供します。
2. 患者の自己決定権を尊重し、十分な説明に基づく理解ならびに同意（インフォームド・コンセント）を得て、医療を提供します。なお、同意能力が十分ではない患者においては、保護者もしくは代理人に対して十分な説明を行った上で代行判断を仰ぐとともに、患者本人に対してもその理解力に合わせて丁寧に説明を行い、できる限り患者本人のアセントを得るものとします。
3. 患者のプライバシーを尊重し、守秘義務を順守し、個人情報を保護します。
4. 生命倫理に関する課題や医療行為の妥当性に関する問題については、カンファレンス等で多職種による検討を行います。また、判断が難しい問題については、臨床倫理検討会等において十分に検討し、当センターとしての対応を行います。
5. 医療の発展のために積極的に臨床研究を行い、その実施に当たっては国の定める法令指針を遵守し、倫理審査委員会等において事前に審査・承認を受けます。